

平成 22 年度事業計画

海外や海上で働く外航船の乗組員が、健康で働くことができるようこれまでに確立された、国内並びに海外の医療体制及び健康管理体制を維持し、更なる充実を図ることが本事業団の使命であり、これを果たすため平成 22 年度は次の諸事業を行う。

I. 海外における船員医療体制の維持・整備

1. 海外特約医療機関及び世話役一覧「グリーンブック」（改訂版）の発行
海外特約医、世話役及び会員船舶並びに船社代理店等に配布し、特約医療機関並びに世話役の利用に供する。
2. 英文情報誌「JSMAC NEWS」を年 2 回（8 月、2 月）発行
海外の特約医・世話役、国内医師及び会員会社社員等からの寄稿を基に定期情報誌として作成配布し、事業団と海外特約医療機関・世話役ネットワーク及び国内海運関係者相互の円滑な交流を図る。
3. 海外特約医療機関に対して医療機器の提供を必要に応じて行う。
特約医と事業団相互の信頼と友好関係維持の一助として、アンケートにより医療機関が希望する医療機器を提供することで、時間的に制約を受ける船員が受診する際の優先的治療及び現地医療への寄与を図るものである。
4. 緊急入港のための主要港の救急医療ガイド（1998 年版）の改訂版の発行
ガイドブックは、航海中に一刻を争う傷病者が発生して緊急入港を必要とする場合、船長が最適の港を選択するための判断の一助となるよう、公的救急制度、救急病院などの港の医療事情をまとめたもので、会員船舶及び関係先に配布すると共に、希望する非会員に有料頒布する。
5. 海外特約医療機関および世話役ネットワークを航路事情に合わせて見直し整備する。

II. 国内における船員健康管理体制の整備

1. 港湾事情の変革に応じ、国内特約医療機関設置港の見直しと併せ、開業医の高齢化に伴う代替医療機関の確保整備を必要に応じて行う。
2. 特約医療機関の医師による訪船診療

- 1) 訪船診療の要請があった船舶に対しては特約医療機関の医師による訪船診療を行う。
 - 2) 船員労働安全衛生月間（9月）に行う訪船診療については、医師訪船を希望する船舶を募集の上、15隻程度を目途に実施する。その費用は事業団が負担する。
3. 衛生管理者の再講習
- 上期を5月に関東（横浜掖済会病院）で、下期を10月に関西（神戸掖済会病院）で開催する。受講者は概ね18名を対象に衛生管理者再講習を実施する。開催病院には教材の整備を行なう。
4. 機関誌等の発行
- 1) 定期刊行として、健康管理や医療記事を掲載した「外医療ニュース」を年4回発行し、会員船舶及び関係団体等に配布すると共に、希望する非会員に有料頒布する。さらに、会員船社在籍の衛生管理者再講習修了者に対して、医療関係情報の伝達資料として「別冊外医療ニュース」を年1回発行し、再講習修了者のレベルアップに寄与する。
 - 2) 乗組員向けに健康管理の自己啓発に資する内容の小冊子を適宜作成配布するとともに、事業団が発行した関係刊行物の記載内容に変更が生じた場合は、改訂版を発行し、会員船舶及び関係先に配布すると共に、希望する非会員に有料頒布する。

以上